

◇三知会会則

名 称

徳島大学産科婦人科学教室同門会三知会 会 則

- 第1条 (名称) 本会は徳島大学産科婦人科学教室同門会三知会と称す。
- 第2条 (事務局) 事務局を徳島市蔵本町3丁目18-15 徳島大学大学院産科婦人科学分野におく。
- 第3条 (目的) 本会は教室の発展、会員相互の学識交換、親睦並びに福祉をはかることを目的とする。
- 第4条 (会員) 本会は徳島大学産科婦人科学教室員並びに出身者をもって会員とする。但し総会の決議により、本会与密接な関係を有する者をも会員とすることが出来る。
- 第5条 (役員)
1. 本会に次の役員を置く。会長1名、名誉会長若干名、副会長2名、監事2名、幹事若干名。
 2. 役員は役員会を構成し、本会の目的達成に必要な事項を処理する。
 3. 役員任期は2年とし、重任を妨げない。
 4. 会長は会員の中より互選によりこれを選出する。
 5. 名誉会長は、本会会長を歴任したものとする。
 6. 副会長は会長が指名するものとする。
 7. 監事および幹事は正会員の中から役員会の議を経て総会で決議し選出する。
- 第6条 (常任幹事会)
1. 本会を円滑に運営するために常任幹事会をおく。
 2. 常任幹事は会長、副会長、監事および幹事の中から会長が委嘱する。
 3. 常任幹事会は、会長が招集し、総会運営の立案および実施に関する検討を行う。また、必要に応じて開催するものとする。
 4. 会務を円滑に進めるために幹事長を置くことができる。幹事長は常任幹事会の構成員から互選によりこれを選出する。
- 第7条 (名誉会員・功勞会員・顧問)
1. 本会に名誉会員、功勞会員および顧問を置くことができる。
 2. 上記の者は役員会に出席することができる。

3.名誉会員は、医学部の主任教授に就任したものとする。

4.功労会員および顧問は、本会の発展に寄与したものとし、そのうち功労会員は 80 歳以上のものとする。

第8条 (事業) 本会は次の事業を行う。

1.年 1 回三知会総会を開催するほか、現地同門会を随時開催する。

2.会誌および会報を発行する。

3.国際的または全国的学会において特別講演、シンポジウム等に指名された本会会員ならびに、国際学術雑誌に優秀な論文を発表した本会会員にたいし学術奨励賞を与えることができる。

4.その他必要と認める事業を行う。

第9条 (総会)

1.総会の成立には全会員数の 4 分の 1 以上の出席を必要とする。

2.委任状の提出により出席者とみなす。

3.出席者の過半数を持って総会の議決とする。

4.総会において、会務報告(庶務・学術・会誌・会計)を行わなければならない。

第10条 (経費) 本会の経費は会費および寄付金をもってこれにあてる。

第 11 条 (会費免除) 名誉会長、名誉会員、功労会員および 1 月 1 日に 80 歳以上の会員は会費を免除する。

第 12 条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

第 13 条 (退会) 本人が希望する時、及び 3 年間会費未納の場合は役員会にはかつて退会を認める。但し退会会員は旧会員として名簿に名前を残す。

第 14 条 (弔事) 弔事の対応については以下のとおりとする。

1.本人の場合は、香料一万円、弔花、弔電を送る。

2.会員の実父母、配偶者、実子の場合は、香料一万円、弔電を送る。

第 15 条 (会則変更) 会則の変更は、総会における半数以上の決議による。

附則 本会則は平成 5 年 1 月 10 日に一部改正。

本会則は平成 14 年 1 月 13 日に一部改正。

本会則は平成 17 年 1 月 9 日に一部改正。

本会則は平成 21 年 1 月 11 日に一部改正。

本会則は平成 21 年 4 月 22 日に一部改正。

本会則は平成 22 年 1 月 10 日に一部改正。

本会則は平成 26 年 1 月 12 日に一部改正。

本会則は平成 30 年 1 月 14 日に一部改正。